

平成29年度答申第14号

平成29年9月20日

諮問番号 平成29年度諮問第7号（平成29年6月2日諮問）

審査庁 文部科学大臣

事件名 高等学校等就学支援金受給資格消滅処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 事案の経緯

- (1) 審査請求人X（以下「審査請求人」という。）は、平成28年4月7日付けで、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）4条の規定に基づき、在学するA高等学校（以下「本件学校」という。）を通じ、B教育委員会（以下「処分庁」という。）に対し、高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の受給資格の認定を申請した。
- (2) 処分庁は、その後、審査請求人に対し、就学支援金の受給資格を認定する旨の決定をし、審査請求人に対し、その旨を通知した。
- (3) 審査請求人は、平成28年7月12日付けで、処分庁に対し、「高等学校等就学支援金の受給資格要件を満たさないため、高等学校等就学支援金の認定申請は行わず、納期限までに授業料を納付します。」と記載された「高等学校の授業料納付についての確認書（高等学校等就学支援金受給資格認定の不申請について）」（以下「本件確認書」という。）を提出した。

- (4) 処分庁は、平成28年9月23日付けで、本件確認書が提出されたことを理由として、審査請求人の就学支援金の受給資格消滅（平成28年7月分から平成29年6月分までの就学支援金を支給しないこと）の決定（以下「本件消滅処分」という。）をし、審査請求人に対し、その旨を通知した。なお、審査請求人は、平成28年10月1日、本件消滅処分の通知書（以下「本件消滅通知」という。）を受領した。
- (5) 審査請求人は、平成28年11月20日付けで、本件審査請求をした。
- (6) 審査庁は、平成29年6月2日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

以上の事案の経緯は、諮問書、審査請求書、弁明書、高等学校等就学支援金受給資格認定申請書（平成28年4月7日付け）、本件確認書及び本件消滅通知から認められる。

2 関係する法令等の定め

(1) 就学支援金の受給資格の認定及びその要件

ア 法3条1項は、就学支援金は、高等学校等に在学する生徒又は学生で日本国内に住所を有する者（以下「生徒等」という。）に対し、当該高等学校等における就学について支給する旨規定する。

イ 法4条は、生徒等が就学支援金の支給を受けようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、その在学する高等学校等の設置者を通じて、当該高等学校等の所在地の都道府県知事（支給対象高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合にあっては、都道府県教育委員会。以下「都道府県知事等」という。）に対し、当該高等学校等における就学について就学支援金の支給を受ける資格を有することについて認定を申請し、その認定を受けなければならない旨規定する。

ウ なお、法3条2項3号及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）1条2項によれば、就学支援金が支給される月の属する年度（当該月が4月から6月までの月であるときは、その前年度）分の保護者等の市町村民税の所得割の額（保護者等が2人以上いるときは、その全員の額を合算した額）が304,200円以上である者に対しては、就学支援金を支給しないこととされている。

(2) 就学支援金の支給期間及び支給すべき事由の消滅について

法6条1項は、都道府県知事等は、法4条の認定を受けた者（以下「受給権者」という。）に対し、就学支援金を支給する旨規定し、同条2項にお

いて、就学支援金の支給は、受給権者が法4条の認定の申請をした日（当該申請が支給対象高等学校等の設置者に到達した日（法6条3項において「申請日」という。）をいう。）の属する月から始め、当該就学支援金を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる旨規定する。ただし、同条3項において、受給権者がやむを得ない理由により法4条の認定の申請をすることができなかつた場合は、やむを得ない理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、やむを得ない理由により当該認定の申請をすることができなくなつた日を申請日とみなして、同条2項の規定を適用する旨規定する。

(3) 収入の状況の届出について

ア 法17条は、受給権者は、文部科学省令で定めるところにより、都道府県知事等に対し、保護者等の収入の状況に関する事項として文部科学省令で定める事項を届け出なければならない旨規定し、同条を受けた高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。平成29年文部科学省令第5号による改正前のもの。以下「施行規則」という。）11条1項本文は、法17条に規定する届出は、受給権者が、毎年度、都道府県知事等の定める日までに、収入状況届出書等を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、都道府県知事等に提出することによって行わなければならない旨規定する。

イ 施行規則11条3項は、都道府県知事等は、同条1項本文の規定による届出があつた場合において、当該届出を行つた者が法3条2項3号に該当する（当該届出を行つた者の保護者等の市町村民税の所得割の額が304,200円以上である）と認めたときは、その旨をその者に対し、その者が在学する高等学校等の設置者を通じて、通知しなければならない旨規定する。

3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 提出した本件確認書は、保護者が用紙を誤つたものであり、同人には就学支援金を平成28年7月以降申請しないという意味はなかつた。
- (2) 審査請求人は平成28年7月12日付けで本件確認書を本件学校の設置者に提出したが、本件消滅通知がされたのは同年10月1日である。本件消滅通知が届くまでの期間が不当に長く、その手続に瑕疵がある。
- (3) したがって、本件消滅処分は違法又は不当であるため、これを取り消すとともに、平成28年8月分又は9月分から就学支援金を支給する旨の裁

決を求める。

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の諮問に係る判断の概要は以下のとおりであり、審理員の意見も、これとおおむね同旨である。

1 本件消滅処分の実体面について

- (1) 審査請求人は、本件確認書を意思に反して誤って提出した旨主張しているところ、民法（明治29年法律第89号）95条の規定によれば、審査請求人による本件確認書の提出に基づく意思表示について、法律行為の要素に錯誤があり、かつ、審査請求人に重過失がないと認められれば、無効になるものと解される。
- (2) まず、審査請求人は、以前から就学支援金の支給を受けており、今回、誤った書類を提出してしまったことに気づいた後、すぐに受給資格の認定申請を再度行っていることから、就学支援金の支給を継続する意思を有していたと考えられるため、本件確認書を提出すると授業料を自ら支払うことになることについて錯誤がなかったならば、審査請求人が本件確認書を提出することはなかったと考えられ、審査請求人が誤って本件確認書を提出してしまったことは、法律行為の要素の錯誤に該当する。
- (3) 次に、本件確認書は、当該確認書を提出すると授業料を自ら支払うことになる旨が十分目立つ形で繰り返し明記されているとともに、他の書類と混同しないよう配色されており、通常人であれば注意義務を尽くして提出書類を間違えることはなかったのに、著しく不注意であったために錯誤に陥ったといえ、審査請求人に重過失があるといえる。
- (4) したがって、審査請求人による本件確認書の提出に基づく意思表示は錯誤無効に当たらず、無効とならないことから、当該意思表示に基づく本件消滅処分は有効である。

2 本件消滅処分の処理期間について

本件消滅処分に要した3か月という処理期間は、他の都道府県の処理期間に比して長い期間とはいえず、また、審査請求人は、送付の時期を予見することも可能であったことから、処理期間に違法又は不当な点はない。なお、法6条3項の「やむを得ない理由」により遡って支給することもできない。

第3 当審査会の判断

当審査会は、平成29年6月2日、審査庁から諮問を受けた。その後、当審査会は、同月14日、同年7月11日、同年9月1日、同月7日及び同月14

日の計5回の調査審議を行い、その間に、審査庁に対し、主張書面又は資料の提出を求め、同年6月30日付けで、審査庁から主張書面の提出を受けた。なお、審査請求人に対し、主張書面又は資料の提出期限を同月20日とする旨通知したが、期限までにいずれも提出はなかった。

1 審理員の審理手続について

(1) 審理員の指名

審査庁は、平成28年12月27日、本件審査請求を担当する審理員として、初等中等教育局財務課高校修学支援室室長補佐（併）大臣官房総務課行政改革推進室のPを指名し、同日付けで、その旨を審査請求人及び処分庁に通知した。

(2) 審理手続

ア 処分庁は、平成29年1月31日付けで、審理員に対し弁明書及び資料を提出し、審査請求人は、同年2月15日付けで、審理員に対し反論書を提出した。また、処分庁は、審理員からの求めに応じ、審理員に対し同月28日付けで主張書面及び資料を提出し、同年3月8日には資料を提出した。

イ 審理員は、平成29年3月30日付けで、審理関係人に対し、審理を終結した旨並びに審理員意見書及び事件記録を同月31日までに審査庁に提出する予定である旨を通知した。

ウ 審理員は、平成29年3月31日付けで、審査庁に対し、審理員意見書及び事件記録を送付した。

以上の審理員の審理手続については、特段違法又は不当と認められる点はない。

2 本件消滅処分の実体的な適法性及び妥当性について

(1) 就学支援金の受給資格認定申請の撤回について

ア 資料（本件確認書及び本件消滅通知）によれば、審査請求人が提出した本件確認書には、「高等学校等の就学支援金の受給資格要件を満たさないため、高等学校等就学支援金受給資格の認定申請は行わず、納期限までに授業料を納付します。」との文言があらかじめ印字されていたこと、処分庁は、本件消滅通知において、本件消滅処分の理由を「『高等学校等就学支援金受給資格認定の不申請について』を提出されたため。」とした上で、「なお、保護者等の変更（死別・離婚等）により市町村民税所得割額が法律に定める所得制限に該当しなくなった場合又は次年度

の市町村民税所得割額が確認時点（毎年7月）において所得制限に該当しなくなる場合には、再度の申請により、高等学校等就学支援金が支給されることとなりますので、必要な申請手続きを行うようにしてください。」としていたことがそれぞれ認められる。一方、本件確認書には、審査請求人の保護者等全員の市町村民税の所得割の額を明らかにする書面等は添付されておらず、また本件消滅通知その他の資料を見ても、本件消滅処分をするに当たり処分庁が審査請求人の保護者等の当該市町村民税の所得割の額を確認したことはうかがわれない（なお、資料（高等学校等就学支援金受給資格認定申請書兼収入状況届出書（平成28年10月6日付け））によれば、審査請求人の保護者等の平成28年度の市町村民税の所得割の額の合計額は304,200円未満であり、受給資格の認定要件を満たしていたことがうかがわれる。）。

これら本件確認書及び本件消滅通知の記載並びに本件消滅処分に至る経過を踏まえると、本件確認書は、審査請求人が自ら受給資格の認定要件を満たさないことを申告することよりも、むしろ平成28年7月以降について就学支援金の受給資格認定申請を撤回する旨の意思を表明するものと理解することができ、処分庁も、審査請求人が受給資格の認定要件を満たさないことを確認したというよりは、本件確認書により審査請求人から受給資格認定申請の撤回の意思の表明がされたことを契機として本件消滅処分をしたものであると理解するのが合理的である。

イ　ところで、法4条は、生徒等が就学支援金の支給を受けようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、その在学する高等学校等の設置者を通じて、都道府県知事等に対し、当該高等学校等における就学について就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない旨規定し、就学支援金の支給の前提となる受給資格の認定不認定の判断を、生徒等の受給意思の表明としての受給資格の認定申請を契機として行うことを明らかにしている。このように、就学支援金の受給資格の認定が、受給者たる生徒等の受給に向けた意思を前提としていることに鑑みれば、受給資格の認定を受けて就学支援金を受給している生徒等が受給資格認定申請を将来に向かって撤回することは妨げられず、都道府県知事等は、生徒等から受給を希望しない旨の意思が表明された場合には、いわば受給資格認定申請の撤回があったものとして、特段の事情がない限り、直ちに受給資格消滅処

分を行うことが許される。

これを本件についてみると、本件確認書には、審査請求人の氏名や生年月日等の必要記載事項が明確に記載されており、これにより、審査請求人の受給資格認定申請を撤回する意思が明示されていたといえることができるから、処分庁が、これを契機として本件消滅処分を行った点においては違法又は不当であるとはいえない。

(2) 「特段の事情」について

もっとも、都道府県知事等の側から当該生徒等に対し誤解を与えるような情報が提供されたなど、当該生徒等が錯誤に陥ることがやむを得ない事情があった場合や、都道府県知事等において生徒等が錯誤に陥っていることを容易に認識することができたにもかかわらず、漫然と受給資格消滅処分を行ったなどの上記特段の事情があるときは、信義則上、本件確認書の提出を前提としてされた受給資格消滅処分にも瑕疵があり、違法又は不当と評価される余地があるものと解される。

(3) 審査請求人の主張について

ア これに関し、審査請求人は、提出した本件確認書は、本来提出すべきであった用紙を誤ったもので、審査請求人の意思に反していた旨主張しているものと解される。

そこで、さらに上記特段の事情があるかにつき検討するに、関係資料によれば、以下の各事実が認められる。

- ① 本件学校が平成28年7月5日頃に審査請求人を含む生徒等の保護者に対し配布した案内文書（高等学校等就学支援金及び高校生奨学給付金受給資格の認定申請等手続きについて（お願い）。以下「本件案内文書」という。）には、「高等学校等就学支援金の受給を希望しない場合（授業料を納付する場合）」は、「高等学校の授業料納付についての確認書（高等学校等就学支援金受給資格認定の不申請について）〔桜色の用紙〕を提出してください。この確認書を提出された場合、授業料をお支払いいただくこととなります。（家計急変により減免される場合を除く。）」と記載され、本件確認書を提出した場合には就学支援金を受給できず、授業料を納付することになる旨を明らかにしていた。また、本件案内文書には、本件確認書を含む複数の申請関係書類がそれぞれ異なる色の紙に印刷されて添付されており、そのうち本件確認書は桜色の用紙が用いられ、その他の用紙と区別できるようになっていたほか、そ

それぞれの申請関係書類について、記入例及び補足説明がされた書面も添付されていた。さらに、この本件確認書の記入例には、その最上部に、「重要」という表示とともに、「この書類を提出された場合、就学支援金は不認定となり、授業料をお支払いいただくこととなります。」「就学支援金を申請する意思があつたにもかかわらず、勘違いによりこの書類を提出することのないようにお願いします。」との記載がされていた。

- ② 本件確認書には、「高等学校等の就学支援金の受給資格要件を満たさないため、高等学校等就学支援金の受給資格の認定申請は行わず、納期限までに授業料を納付します。」との文言とともに、「保護者（親権者）等全員の市町村民税所得割額の合計が、30万4,200円以上の世帯であることが明らかである場合に限り、この用紙を提出してください。」との注意書きも印字されていた。

イ 上記各事実によれば、本件確認書を提出した場合には就学支援金の支給を受けられないことは、本件案内文書及びそれに添付されていた記載例にも特に明記され、本件確認書にもあらかじめ印字されて注意喚起がされていた上、本件確認書は桜色の用紙に印刷され、その他の申請関係書類との区別が容易につくよう配慮もされていたといえる。そうすると、これらの案内文書や用紙を読めば、本件確認書を提出することが受給を希望しない旨の意思の表明としての意味を持つことを理解することは容易であり、本件確認書や本件案内文書により生徒等が錯誤に陥ることがやむを得ない事情があつたとはいえない。また、前述のとおり、本件確認書の記載内容にも問題はなく、処分庁において、審査請求人が錯誤に陥っていることを容易に認識することができたともいえない。したがって、本件において、上記特段の事情があるとも認められない。

(4) 小括

以上によれば、本件消滅処分は実体的に違法又は不当であるということはいえない。

3 本件消滅処分の処理期間について

審査請求人は、本件確認書の提出から本件消滅通知が届くまでの期間が約3か月と不当に長く、その手続に瑕疵がある旨主張する。

しかしながら、回答書（平成29年2月28日付け）によれば、処分庁に対しては、平成29年7月期に約48,000人が就学支援金の手続を行い、うち約6,000名が本件確認書を提出していたというのであり、それらに

ついて記載内容の確認を行うだけでも相当の期間が必要であると考えられることに加え、本件案内文書には、平成28年7月以降の就学支援金について、所定の手続を行った場合であっても、支給の決定時期として「平成28年11月」との記載があり、本件消滅通知がされた時期よりも遅い時期が想定されていたことがうかがわれることからすれば、本件消滅通知までに要した期間が不当に長いとはいえない。

したがって、審査請求人の上記主張は採用することができない。

4 まとめ

以上によれば、本件消滅処分が違法又は不当であるとはいえないから、本件審査請求を棄却すべきである旨の諮問に係る判断は妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	戸	塚	誠		
委	員	小	早	川	光	郎
委	員	山	田	博		